

(参考1)

農林水産省政策評価会林野庁専門部会開催要領

平成13年2月26日制定
平成19年3月8日一部改正
林 野 庁

第1 趣 旨

政策評価の中立性、公正性及び透明性を確保し、評価結果の政策への反映を確保するとともに、林野庁における政策評価の適切な推進を図るため、「政策評価に関する第三者評価会の構成について」（平成12年12月15日付け新基本法農政推進本部決定）第5に基づき、「農林水産省政策評価会林野庁専門部会」（以下「専門部会」という。）を開催する。

第2 構 成

- (1) 専門部会は、委員6名以内をもって構成する。
- (2) 専門委員は、国又は都道府県その他の関係行政団体に属する者以外の者から、林野庁長官が委嘱する。
- (3) 専門委員は、非常勤とし、任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。
- (4) 専門部会に、参考人を出席させることができる。

第3 座 長

- (1) 専門部会に座長をおき、委員の互選によって選任する。
- (2) 座長は、専門部会を総理し、専門部会を代表する。
- (3) 座長に事故があるときは、あらかじめその指名するものがその職務を代理する。

第4 運 営

- (1) 専門部会は「農林水産省政策評価基本計画」（平成18年3月28日農林水産大臣決定）に基づいて農林水産省が行う政策評価のうち林野庁における政策評価の適切な推進を図るため、必要な事項の検討を行うとともに、意見を述べることができる。
- (2) 専門部会の運営については、次のとおりとする。
 - ①会議は公開とする。
 - ②会議の資料は、会議終了後、ホームページ等により公表する。
 - ③会議の議事録については、会議終了後、委員の了解を得た上で、ホームページ等により公表するものとする。
- (3) (2)にかかわらず、個人の権利、利益を害するおそれのある場合、企業秘密にふれることとなる場合等専門部会が必要と判断したときは、会議を非公開とし、会議資料を非公表とすることができる。

第5 そ の 他

- (1) 第4に関する事その他の審議事項で専門部会の了承が得られた事項は、公表するものとする。
- (2) この開催要領に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は座長が専門部会委員に諮って定める。
- (3) 専門部会の庶務は、林野庁林政部企画課において行う。